

玖珠町介護職員初任者研修等受講助成事業

玖珠町では、介護職員の人材確保のため「介護職員初任者研修」、「介護福祉士実務者研修」を受講された方に助成を行います。介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講料が『助成の対象となる経費』です（テキスト代含む）。

○ 一次助成

【助成の対象となる方】 ※次の要件を全て満たす方です。

- ・ 介護職員初任者研修もしくは介護福祉士実務者研修を修了された方
- ・ 研修受講の開始日に玖珠町に住所があり、玖珠町に納める税金の滞納がない方

【一次助成の金額】

助成の対象となる経費の4割（上限4万円・100円未満切捨て）

【助成を受けるために必要な書類】

- ・ 玖珠町介護職員初任者研修等受講一次助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 介護職員初任者研修もしくは介護福祉士実務者研修の修了証明書の写し
- ・ 受講料の領収書の写し
- ・ 町税の滞納がないことを証明する書類（税務課で取得できます※手数料300円）

【その他、窓口にご持参いただくもの】

- ・ 印鑑
- ・ 助成金の振込を希望する金融機関口座の通帳
（口座登録の手続きを行っていただく場合があります）

一次助成を受ける方は、介護職員初任者研修もしくは介護福祉士実務者研修の修了日から6か月以内に必要な書類をそろえて申請してください。

○ 二次助成

【助成の対象となる方】 ※次の要件を全て満たす方です。

- ・ 一次助成を受けた方
- ・ 研修の修了後、12か月以内に玖珠町内の介護事業所に介護職員として就業していること
（正規・パートを問いません）
- ・ 就業開始から6か月以内に「介護職員として、月10日以上かつ30時間以上の勤務実績」が3^{つき}月以上あること

【二次助成の金額】

助成の対象となる経費から一次助成の額を差し引いた額（上限6万円）

【助成を受けるために必要な書類】

- ・ 玖珠町介護職員初任者研修等受講二次助成金交付申請書（様式第2号）
- ・ 介護職員初任者研修等受講助成事業に係る就労証明書（様式第3号）

二次助成を受ける方は、要件を満たした後3か月以内に申請してください。

申請先・お問い合わせ先

玖珠町役場福祉保険課 高齢者支援班（1階5番窓口） TEL0973-72-1115